

(お知らせ)

## 令和3年8月11日からの大雨による被災者の皆さまへ

福岡県信用組合

このたびの8月11日からの大雨により被災された皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。

当組合では、このたびの大雨による被災者の皆様に対し、下記のお取扱いをさせていただきますので、お知らせいたします。

どうぞご遠慮なく窓口にお申出ください。

### 記

1. 預金通帳、証書、お届け印、キャッシュカードなどを紛失した場合でも、預金者ご本人であることを確認したうえで、できる限り預金払戻しの手続きをとらせていただきます。
2. ご事情により、定期預金、定期積金の期限前払戻しにも応じさせていただきます。またこれらの預金を担保とした貸付が必要な場合にも対応させていただきます。
3. 被災による障害のため、支払期日が経過した手形については、取立ができるよう関係金融機関との協議を行い対応させていただきます。
4. 被災のため支払いができない手形・小切手について、不渡等の措置に対する配慮を行います。
5. 汚れた紙幣の両替等は窓口でお取扱いさせていただきます。
6. 災害の復旧や応急資金等のご融資の相談、返済猶予等の貸出条件の変更等の相談は、営業店の融資相談窓口にご相談ください。迅速に対応させていただきます。

以 上